

口頭②

緑内障情報カードの運用について

人材開発部
○加藤 香里

【背景】

緑内障の患者さんの処方箋を応需した際に、禁忌薬が処方され処方医に連絡がつかずに困った経験をされた事があると思います。

そんな時に、ある患者さんのお薬手帳に「緑内障情報カード」が貼付されており、眼科医から「現在投薬制限のある薬はありません」にチェックが入っていました。自店舗でもこのカードを使用したいと考え、薬業連携会議で提案したところ、運用に至りました。今回はその事例を紹介したいと思います。

【目的】

緑内障情報カードを使用することにより、禁忌薬の確認が出来、安心・安全に薬物治療が行える。

【方法】

医師の協力も必要と考え、薬業連携会議で提案。

【結果】

東邦大学医療センター大橋病院薬剤部から眼科医に緑内障情報カードへの協力を依頼し快諾を得られた。

カードの内容は、広島市眼科医会や手帳に貼付されたカードを参考に作成し、H30.5/2より運用を開始した。

・カードは2種類作成した。

手帳に貼るシールタイプ(手帳上部に「緑内障情報カード」の文字がはみ出して気が付きやすい)手帳持参忘れの方には、カードタイプ。

【考察】

全薬剤師の悩みの種であったため、薬業連携会議で提案したところ、全員が必要と賛同し、

- ・薬剤部は医師への協力要請
- ・A 店長は社内案の緑内障情報カードを持参
- ・B 店長は新たな緑内障情報カード案を作成

など、それぞれが積極的に参加し、運用開始となった。

薬業連携が上手く機能した事例といえる。

患者さんが医師に記入を依頼し、断られた事例はなく、患者さんが受診時に医師に相談するのを忘れるケースが目立つため、今後は忘れずにいかに相談してもらうかと、薬局側が情報の更新を継続的に行う事が課題と考える。